

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

平成18年8月に策定された「横浜市新横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、「特定経路」と「準特定経路」が定められています。

■ 特定経路



- ・原則として、平成22年までに「交通バリアフリー法」に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- ・現段階において、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

■ 準特定経路



- ・基本構想等の検討で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路

